



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 教育委員会規則

\*15 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（昭和15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

県立学校課	特別支援教育室
-------	---------

第3条から第11条までを次のように改める。

（教育総務局各課の所掌事務）

第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 教育振興基本計画に関すること。
- (3) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 教育委員会の会議に関すること。
- (5) 教育委員及び教育長の秘書に関すること。
- (6) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）の職員の人事管理、服務及び研修に関すること。
- (7) 教育庁等の組織及び職員定数に関すること。
- (8) 教育庁等の職員の給与に関すること。
- (9) 教育庁等の職員の不服申立て及び教育委員会に係る訴訟に関すること。
- (10) 公印の管理、公文書の収受及び保存に関すること。
- (11) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (12) 教育委員会の所管する予算及び決算の総括に関すること。
- (13) 条例、規則その他規程の審査に関すること。
- (14) 教育に関する法人（私立学校を設置する法人及び宗教法人を除く。）に関すること。
- (15) 教育財産の管理に関すること。
- (16) 県立学校の管理・運営に関すること。

- (17) 県立高等学校の授業料に関すること。
- (18) 学校（幼稚園を含む。）施設及び学校施設災害復旧に関する国庫負担金又は補助金に関すること。
- (19) 教育委員会の所管する広聴及び広報並びに教育行政に関する相談に関すること。
- (20) 教育委員会の所管する指定統計に関すること。
- (21) 市町村教育委員会の組織及び運営についての指導及び助言に関すること。
- (22) 栄典及び表彰に関すること。
- (23) 請願及び陳情に関すること。
- (24) 教育史に関すること。
- (25) その他任務の達成に必要なこと。

第4条 給与課は、公立学校教職員の給与及び旅費並びに教育職員免許状の管理を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 給与管理に関すること。
- (2) 公立学校教職員の給与及び旅費並びに社会保険に関すること。
- (3) 義務教育職員給与等の国庫負担金に関すること。
- (4) 人事給与システムに関すること。
- (5) 小中学校事務の共同実施の指導等に関すること。
- (6) 教育職員免許状に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

第4条の2 給与課分室の所掌事務は、次に掲げる事務で当該管轄区域に関するものとする。

- (1) 県費負担教職員に係る給与及び旅費に関すること。
- (2) 小中学校事務の共同実施の指導等に関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

第5条 福利課は、公立学校教職員の福利厚生を行い、公立学校教職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 教育関係職員の福利厚生に関すること。
- (2) 教育庁等の職員の健康診断及び健康管理に関すること。
- (3) 教職員住宅に関すること。
- (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること。
- (5) 恩給法（大正12年法律第48号）の施行に関すること。
- (6) 公立学校共済組合和歌山支部に関すること。
- (7) 財団法人和歌山県教育互助会に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

（生涯学習局各課の所掌事務）

第6条 生涯学習課は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び人権教育の推進並びに修学の奨励を図るこ

とを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）の施行に関する事。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）の施行に関する事。
- (3) 人権教育の企画調整及び推進に関する事。
- (4) 修学奨励金の貸与及び償還指導に関する事。
- (5) 和歌山県立図書館に関する事。
- (6) その他任務の達成に必要な事。

第7条 スポーツ課は、生涯スポーツの環境整備及び競技スポーツの競技力の向上を行い、スポーツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の施行に関する事。
- (2) 第70回国民体育大会に関する事。
- (3) 体育・スポーツ施設の充実に関する事。
- (4) 体育・スポーツ関係団体に関する事。
- (5) 和歌山県スポーツ賞に関する事。
- (6) 和歌山県立体育館に関する事。
- (7) 和歌山県立武道館に関する事。
- (8) 指定管理制度導入施設（体力開発センター、南紀スポーツセンター及び和歌山ビッグ愛・ビッグホール）に関する事。
- (9) その他任務の達成に必要な事。

第8条 文化遺産課は、文化財の保存及び活用並びに文化芸術の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の施行に関する事。
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）の施行に関する事。
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和40年法律第47号）の施行に関する事。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）の施行に関する事。
- (5) 和歌山県立近代美術館に関する事。
- (6) 和歌山県立博物館に関する事。
- (7) 和歌山県立紀伊風土記の丘に関する事。
- (8) 和歌山県立自然博物館に関する事。
- (9) 財団法人和歌山県文化財センターに関する事。
- (10) 芸術及び文化の振興に関する事。
- (11) その他任務の達成に必要な事。

（学校教育局各課の所掌事務）

第9条 県立学校課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県立学校の設置及び廃止に関する事。
- (2) 県立学校（中学校を除く。以下この条において同じ。）に係る教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校評価に関する事。
- (3) 県立学校職員の人事管理及び学校管理運営の監督に関する事。

- (4) 県立高等学校の入学選抜及び生徒募集に関する事。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験その他の認定又は検定試験に関する事。
- (6) 特別支援教育の推進に関する事。
- (7) 特別支援学校の学級編制並びに障害幼児児童生徒の就学、転学及び通学に関する事。
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関する事。
- (9) 和歌山県教育センター学びの丘に関する事。
- (10) その他任務の達成に必要な事。

第10条 小中学校課は、公立幼稚園及び公立小中学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 市町村立（組合立を含む。）義務教育諸学校及び県立中学校（以下「小中学校という。」）の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校評価に関する事。
- (2) 公立学校教員の採用に関する事。
- (3) 小中学校職員の人事管理及び学校管理運営の監督に関する事。
- (4) 県立中学校の入学選考及び生徒募集に関する事。
- (5) 小中学校の適正規模化の支援に関する事。
- (6) 中学校卒業程度認定試験に関する事。
- (7) 教科用図書その他教材に関する事。
- (8) 学校教育法及びこれに基づく法令その他の規定による認可及び届出に関する事。
- (9) 幼稚園教育に関する事。
- (10) その他任務の達成に必要な事。

第11条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育、防災安全教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童・生徒の健やかな体づくりを行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 学校体育に関する事。
- (2) 健康教育及び防災安全教育に関する事。
- (3) 養護教員、栄養教員及び学校栄養職員についての指導及び助言に関する事。
- (4) 学校の環境衛生に関する事。
- (5) 教職員、幼児、児童及び生徒の保健・安全に関する事。
- (6) 県立学校教職員の安全衛生管理に関する事。
- (7) 和歌山県教育職員健康特別審査会に関する事。
- (8) 学校給食法（昭和29年法律第160号）の施行に関する事。
- (9) 財団法人和歌山県学校給食会に関する事。
- (10) 日本スポーツ振興センターに関する事。
- (11) 学校体育・学校保健・学校給食関係団体に関する事。
- (12) その他任務の達成に必要な事。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。